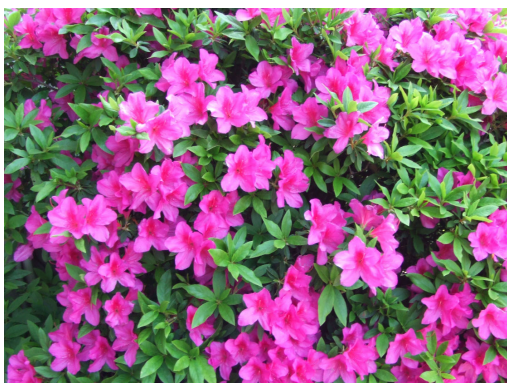


SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

① 養育費を払ってください！

夫婦が離婚をしたときは別居するのが普通ですから、どちらか片方が子どもを引き取って育てなければなりません。子供を引き取って育てる親を監護親、そうでない親を非監護親と言います。多くの場合監護親は親権者（親）と同一ですが、夫婦の片方が親権者（親）、もう一方が監護親となるケースもあります。



子どもと別居することになった非監護親は、子どもが成人して独り立ちするまでの監護に要する費用について相応の負担をします。これが養育費です。離婚して夫婦は他人に戻っても親子はどこまでも親子です。離婚した父母いずれにもその子どもを養育する責任があります。

しかし現実には「（監護親に）子どもの養育は任せた」、「（自分の生活があるから）養育費を払う余裕はない」というような非監護親の姿が見受けられます。

「養育費の取り決めをしないまま離婚した」ということがなぜ起こるのか？

取り決めなかった理由は多い順に「相手に支払う意思や能力が無いと思った」「相手と関わりたくない」・「取り決めの交渉をしたがまとまらなかった」「取り決めの交渉がわずらわしい」・「そんな請求ができることを知らなかった」というものです。（2006年厚生労働省調査）

調査対象者の約4割が取り決めをしていましたが、途中から支払いが止まるケースが約半数あったことは第2号でもお伝えしました。

① 養育費はいくら？

養育費には「相場」というものがあるのでしょうか？（よくある質問）

何事においてもそうですが、相場とはあつてないようなものです。養育費がいい加減な相場に左右されるようでは困ります。そこで、東京と大阪の現役の裁判官が研究会を立ちあげ、「簡易迅速な養育費の算定を目指して」という研究結果を発表しました。「養育費算定表」を作ったのです。

いっしょに生活していた夫婦が分かれて暮らすと余計にお金がかかる事は、誰の目にも明らかです。その生活の中からそれぞれの負担能力に応じて子どもの養育費を分担しなければなりません。「養育費に関する話し合いをスムーズに進めるためには、夫と妻の収入に応じて養育費の目安となる額を示すことがきつと役に立つ」と裁判官たちは考えたのです。研究結果は冊子になっています。（「大切な子どもたちのために養育費を」税込み定価 1575円！）

① 養育費の請求期限は？



離婚する時に養育費の請求をしなかった人は今からでも養育費の請求ができるのでしょうか？

財産分与（離婚後2年）や、慰謝料（離婚後3年）と同じように、養育費にも請求期限があるのでしょうか？

養育費は毎月支払うのが原則となっていて、それを定期金と言います。

民法には、定期金を請求する権利は5年間行使しないと時効により消滅するという決まりがあります。ただし、過去の扶養料については、求償請求の問題（自分が立て替えた分を立て替えてあげた相手方に請求できる）と考えられるので、出費を免れた養育費支払い義務者＝非監護親に対する不当利得返還請求権の行使（本来得ることのできない利益を不当に得た相手方にその利益を返してくださいと請求すること）として、時効は10年間消滅しないという考え方が定着しています。

離婚した夫婦は話し合いによって養育費を取り決めることができますし、話し合いで決着が付かない場合は、家庭裁判所に「養育費請求調停」を申立てることができます。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: info@setogiwa.com Web: www.setogiwa.com